

(記載上の注意)

- 1 製造販売する品目の製造所欄は、薬局の名称及び所在地を記載し、許可番号は薬局製造販売医薬品製造業の許可番号（許可申請中の場合はその旨及び申請年月日）を記載すること。
- 2 原薬の製造所欄は記載を要しない。
ただし、製造販売しようとする薬局製剤の製造のために購入する当該製剤の原薬の製造所を別途把握しておくこと。
- 3 備考欄に薬局の名称、許可番号及び許可年月日（有効期間の始期年月日）（許可申請中の場合はその旨及び申請年月日）を記載すること。
- 4 手数料として、所要の額（単価×品目数）の新潟県収入証紙を貼付すること。

(提出部数等)

申請書 2 部（正本 1 部、副本 1 部、収入証紙は正本に貼付）

(添付書類)

製造販売品目表 3 部（正本及び副本に各 1 部添付し、その他に 1 部を提出する）

品目表の中に製造販売しない品目がある場合は、線を引いて抹消すること。

品目数が少数の場合は、既定の製造販売品目表を使用せず、別に製造販売品目表を作成してもよい。